平成２３年（フ）第１２号
和歌山県新宮市春日４番10号
債務者　山根　由紀
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
和歌山地方裁判所新宮支部
平成２３年（フ）第８５号
島根県仁多郡奥出雲町中村1830番地３
債務者　遠藤　　肇
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松江地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第１７８号
北九州市若松区山ノ堂町18番３号
債務者　成松　壽民
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第２１２号
北九州市小倉北区上富野３丁目11番２―205号
債務者　佐藤　真司
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第２１３号
北九州市小倉北区上富野３丁目11番２―205号
債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第２５７号
北九州市門司区永黒１丁目４番５―304号
債務者　吉松　浩子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第２７１号
福岡県中間市太賀１丁目２番３―403号
債務者　犬丸ちとせ
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第２７９号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番26―505号
債務者　中島美貴子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第２８４号
北九州市門司区藤松１丁目２番20―603号
債務者　森本　大相
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第３１１号
北九州市小倉南区横代北町１丁目16番31号
債務者　山内　清正
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第３１２号
北九州市小倉南区横代北町１丁目16番31号
債務者　山内　一洋
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第１８号
青森市浪岡大字浪岡字淋城17番地12
債務者　高橋　康子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２３年（フ）第７２号
青森県弘前市大字高杉字五反田242番地１
債務者　葛西　良子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２３年（フ）第７４号
青森県弘前市大字高杉字五反田242番地１
債務者　葛西　治也
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２３年（フ）第５０号
福島県いわき市常磐関船町古宿105番地
シャトー・バロン18―208、前住所福島市宮代字一本木18番地の１　レオパレスりんごの郷209号室
債務者　板垣　梨紗（旧姓有馬）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福島地方裁判所いわき支部
平成２３年（フ）第６８号
福島県いわき市常磐松が台150番地　さかえ荘204
債務者　山内　弘貴
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福島地方裁判所いわき支部
平成２３年（フ）第７７号
青森県弘前市大字稲田１丁目１番地２
債務者　佐藤　照子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２３年（フ）第８３号
青森県弘前市大字藤内町２番地５
債務者　小山内栄具子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
青森地方裁判所弘前支部